

○一関市高齢者ごみ出し支援事業実施要綱

令和5年5月1日

告示第230号

(趣旨)

第1 この告示は、一般家庭の日常生活に伴い生じた一般廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）をごみ集積所（一関市ごみ集積所の指定に関する要綱（平成19年一関市告示第233号）第5の規定による指定を受けたものをいう。以下「集積所」という。）へ排出することが困難である高齢者のみで構成される世帯を支援するため、当該世帯から排出される家庭ごみの収集について、当該世帯を訪問し収集（以下「戸別収集」という。）する高齢者ごみ出し支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象者)

第2 事業の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす世帯に属する者とする。

- (1) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯であること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定又は要支援認定を受けている者がいない世帯であること。
- (3) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者がいない世帯であること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害支援区分の認定を受けている者がいない世帯であること。
- (5) 親族、近隣住民その他のものの支援を受けることが困難な世帯であること。
- (6) 居住する家屋から集積所までの移動手段が徒歩以外になく、かつ、心身の状態により集積所に排出することが困難である者のみで構成する世帯であること。

(収集するごみの種類)

第3 事業の対象となる家庭ごみ（以下「対象家庭ごみ」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃やすごみ
- (2) 燃やせないごみ（蛍光管を含む。以下同じ。）
- (3) 資源ごみ（びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色食品用トレイ

及び紙類をいう。以下同じ。)

(事業の実施)

第4 市は、事業を利用する者（以下「利用者」という。）が市の指定する場所に排出した対象家庭ごみについて戸別収集をするものとする。

2 前項に規定する市の指定する場所は、第5第1項の規定による申請があった場合において、市が現地を調査し決定するものとする。

3 市は、戸別収集1回につき、対象家庭ごみの区分ごとに2袋まで収集するものとする。

4 利用者は、一関地区広域行政組合の一般廃棄物処理基本計画に定める排出方法に従い、対象家庭ごみを適切に分別しなければならない。

5 収集の回数は、週1回かつ1月当たり4回を限度とする。

(申請)

第5 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者ごみ出し支援事業利用申請書（様式第1号）によりあらかじめ市長へ申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請者の属する世帯の状況を調査して事業の利用の可否を決定し、その可否を高齢者ごみ出し支援事業利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の申請書は、事業を利用しようとする年度ごとに提出しなければならない。

(費用負担)

第6 利用者は、戸別収集に係る燃料代等の実費相当額の一部として、収集1回につき250円の費用を負担しなければならない。

2 市は、前項の規定による費用について、2月ごとに合算し、利用者へ納入通知書を送付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 利用者は、市長が発行する納入通知書により費用を納入しなければならない。

(変更等の届出)

第7 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者ごみ出し支援事業変更・休止・再開・廃止届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(1) 第5第1項の規定による申請の内容に変更があったとき。

(2) 戸別収集を休止するとき。

(3) 戸別収集を休止した場合において収集を再開するとき（休止をした年度内に限る。）。

(4) 戸別収集を中止するとき。

(利用の中止)

第8 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市は戸別収集を中止し、その旨を利用決定者へ通知するものとする。

(1) 第7第4号の規定による届け出があったとき。

(2) 利用者が第2各号に規定する事業の対象者の要件を満たさなくなったとき。

(3) 長期不在の状況であるとき。

(4) 第6第3項に規定する費用が納入されないとき。

(5) 事業の利用が困難であると市長が認めたとき。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

令和5年5月1日から施行する。なお、この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

改正文 (令和6年11月27日告示第440号抄)

令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第5関係)

年 月 日

高齢者ごみ出し支援事業利用申請書

一関市長 様

住所
申請者 氏名
電話 ()

高齢者ごみ出し支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

1 世帯構成(同居家族)

氏名	生年月日	申請者との続柄
	年 月 日 (歳)	
	年 月 日 (歳)	
	年 月 日 (歳)	

2 現在使用しているごみ集積所の位置

(例：字〇〇番地〇〇様宅前)

--

3 現在のごみ集積所までの排出方法及び回数

--

4 申請理由(ごみ出しが困難である理由)

--

5 希望時期

通年 ・ 指定の時期に限る (月 日から 月 日まで)

6 緊急時の連絡先

氏名		申請者との続柄	
住所			
電話			

7 同意事項

私は、利用申請にあたり、次の事項について同意します。(同意する場合は、チェック欄の□にレをつけてください。)

同意事項	チェック欄
(1) ごみ出し支援事業の利用の決定又は実施のため、一関市が必要に応じ、私の住民基本台帳等を閲覧すること(確認事項：65歳以上の高齢者のみの世帯であるか、要介護・要支援認定及び障害支援区分認定の状況等)	<input type="checkbox"/>
(2) 市が私の世帯状況等について、民生委員へ照会すること	<input type="checkbox"/>
(3) 市が指定した日時までに、専用コンテナにごみを排出すること	<input type="checkbox"/>
(4) ごみの排出時は、市の定める分別ルールを守ること	<input type="checkbox"/>
(5) 市が指定する納期限までに、戸別収集に係る費用を納めること ※ 納期限までに戸別収集に係る費用の支払いを行わない場合、市が発する督促状1通につき100円の督促手数料が発生します。 ※ 滞納が発生した場合は、遅延損害金を徴収することがあります。	<input type="checkbox"/>
(6) 対象要件を満たさなくなったとき(一関市高齢者ごみ出し支援事業要綱第2各号に定めのあるとおり)及び戸別収集に係る費用を納めない時は、利用が中止されること	<input type="checkbox"/>
(7) 申請結果について、民生委員及び地域包括支援センターへ情報提供すること	<input type="checkbox"/>

8 同居家族の同意事項

申請者が利用申請を行うにあたり、次の事項について同意します。

ごみ出し支援事業の利用の決定又は実施のため、一関市が必要に応じ、私の住民基本台帳等を閲覧すること(確認事項：65歳以上の高齢者のみの世帯であるか、要介護・要支援認定及び障害支援区分認定の状況等)

氏名(自署)	申請者との続柄

様式第2号(第5関係)

年 月 日

様

一関市長

高齢者ごみ出し支援事業利用承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のありました高齢者ごみ出し支援事業の利用について、次のとおり承認(不承認)したので通知します。

1 承認の内容

利用者	
住所 (収集場所)	
収集開始日	年 月 日から
収集頻度	月 回 (第1・2・3・4・5週の月・火・水・木・金)
備 考	<ul style="list-style-type: none">・ 収集日にごみを出さない場合は、必ず前日までに生活環境課に連絡してください。(開庁時間内の連絡に限る。収集日前日が日曜日、土曜日又は祝日の場合は、その前の開庁日とする。)連絡がない場合、戸別収集に係る費用が発生します。・ 申請内容等に変更がある場合及び長期不在となる場合は、速やかに高齢者ごみ出し支援事業変更・休止・再開・廃止届出書を提出してください。・ 申請内容に偽りがあった場合は、収集を中止する場合があります。

2 不承認の理由

--

様式第3号(第7関係)

年 月 日

高齢者ごみ出し支援事業変更・休止・再開・廃止届出書

一関市長 様

住 所
届出者 氏 名
電 話 ()

一関市高齢者ごみ出し支援事業要綱第7の規定により、次のとおり届け出ます。

利用者	住 所	〒 —
	氏 名	
	電 話 番 号	
	収 集 場 所	

1 申請内容を変更します。

変 更 事 項	
変更の理由	
変 更 前	
変 更 後	
変更年月日	年 月 日

2 事業の利用を(休止・再開・廃止)します。

休止・再開・廃止 の理由	
休止・再開・廃止 年月日	年 月 日

様式第 1 号 (第 5 関係)

様式第 2 号 (第 5 関係)

様式第 3 号 (第 7 関係)